

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	22201102					
事務事業名	住宅取得・まちなか居住支援事業					
予算書の事業名	8.住宅取得支援事業					
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	平成23年度	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金	☐ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03040300
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	建築住宅係	
記入者氏名	松倉 貴宏	
電話番号	0765-23-1031	

政策体系上の位置付け	コード2	423001
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実	
施策名	3. 住宅対策の推進	
区分	なし	
基本事業名	定住対策の充実	

予算科目	コード3	001080401
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	4. 住宅費	
目	1. 住宅管理費	

◆事業概要（どのような事業か）				単位	実績		計画					
住宅を取得する転入者に対し、住宅取得費の一部を助成することにより定住促進を図る。また、まちなか区域内で隣地を購入し、住宅を新築・増築する者に対し費用の一部を助成し、まちなかの居住推進及び活性化を図る。					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ・市内で住宅を取得する転入者 ・まちなか区域内で隣地を購入し、住宅を新築・増築する者	➡	対象指標	① 転入新築世帯数（申請件数）	戸	24	33	25	25	25		
			②									
			③									
手段	<平成22年度の主な活動内容> 申請書の内容を審査して、適正であれば申請内容に応じて補助金を交付した。 *平成23年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 補助交付申請件数	件	22	12	10				
			② 補助交付金	千円	9,880	4,700	5,000					
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 市内への定住促進と共に、まちなかへの居住を推進し活性化を図る。	➡	成果指標	① 補助金交付数（総数）	戸	22	12	10				
			② まちなか加算補助交付数	戸	9	2	2					
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 市外から市内へ転入される人や、市外から人口減少が進んでいるまちなか（旧市街地）で購入されることで、市全体の活性化に繋がる。				↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
市内の定住促進とまちなか居住推進のため、平成20年度から新規事業として実施。						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	9,880	4,700	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	9,880	4,700	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	0	0	0	
平成20年度は10件で4,400千円、平成21年度は22件で9,880千円、平成22年度は12件で4,700千円であるが、受付した残り5件（2,100千円）を平成23年度対応としている。 平成22年の秋に制度利用者にアンケート調査を行なったが、親がいるから魚津市へ転入したと回答した人が半数以上であり、制度の効果は低い状況であった。					②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	300	0	0	0	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,262	1,262	0	0	0	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	11,142	5,962	0	0	0	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 議員からは窓口において口頭であるが、申請が予算を上まわる場合には補正予算での対応を希望された。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) （富山市・高岡市・滑川市）は中心市街地活性化、（射水市・氷見市・小矢部市・南砺市・立山町・朝日町）は転入世帯に補助を実施している。					
					● 把握している ○ 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 22 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 住宅の取得助成制度により、市内及びまちなかの定住者が増加する。 まちなかの活性化につながる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
あり	説明 転入者に対する助成については、この助成制度があるから転入して来た世帯よりも、もともと転入する予定だった世帯に助成していることが多い。 まちなか区域内で隣地を購入し、住宅を新築・増築する者に対し費用の一部を助成については、平成20年の創設以後、全く利用されていないので、根本的な改正をする必要がある。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 制度を根本的に見直し、まちなか地区で人口の減少の多い地区を活性化できるようにする。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 まちなか区域は人口減少に伴い空き家が増加しており、空き家バンク登録制度事業と連携し再利用化をすることで人口の増加を図る。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 まちなか地区の位置付けを、特に人口減少の進んでいる地区とし区域面積を少なくすれば、まちなか地区への加算額（限度200千円）が減る。 ただ、根拠性も無く単純に区域面積を減らすのは、市の目指すまちなかの定義が崩れるので好ましくない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 担当者は他の業務と兼務で事務を行っており、人件費での削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 受益者は助成対象者に限定されるが、助成事業であるため負担を求めることは適当でない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☒ 低い	説明 受益者は助成対象者に限定されるが、助成事業であるため負担の度合いを求めることは適当でない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☒ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☒ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☐ 適切	☒ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☒ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		⇒⇒⇒⇒⇒	終了 年度 平成23年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	23年度で終了予定。ただ、この分野は何らかの助成制度が必要であるので、もっと効果的な助成方法を検討する。	コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	著しく人口減少が進んでいるまちなか区域（旧市街地）に対して、より効果的な施策を検討。	成果の方向性
			削減
			向上

★課長総括評価（一次評価）

人口増加のために市外からの転入者や衰退するまちなか区域（旧市街地）を活性化させる目的で、平成20年度から開始した事務事業であり、市外からの転入者はいるがまちなか区域の2戸1戸化による制度利用には繋がっていない。 今後もまちなか区域を活性化させる必要があるため、より効率の高い方策の検討を行なう。	二次評価の要否 必要
--	---------------

★経営戦略会議評価（二次評価）

（部会での検討（案）） 人口減少が進んでいるまちなか区域の活性化に繋がる施策制度を検討すること。 （行政経営戦略会議の指示事項等） まちなか区域の空き家を解消するための新たな事業の構築について検討すること。
--

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	22201101	
事務事業名	住宅関連情報提供事業	
予算書の実業名	7.住宅関連情報提供事業	
事業期間	開始年度	平成2年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	4.負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03040300
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	建築住宅係	
記入者氏名	澤田 健一	
電話番号	0765-23-1031	

政策体系上の位置付け	コード2	423001
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実	
施策名	3. 住宅対策の推進	
区分	なし	
基本事業名	定住対策の充実	

予算科目	コード3	001080401
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	4. 住宅費	
目	1. 住宅管理費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
市民に対し、住宅の新築・増改築や耐震診断・耐震改修を含めた専門的な技術相談、また、悪質リフォームに係るトラブルに関する相談等へのきめ細かな情報提供が可能となるよう関係団体と連携しており、その相談業務を行なう魚津市地域住宅相談所に対する補助事業。						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 住宅情報を得たいと希望する市民の方々	➡	対象指標	① 市民	世帯	16,466	16,530	16,530	16,530	16,530		
			②									
			③									
手段	<平成22年度の主な活動内容> 主として、月に1回、中央通りのイベントホールで住宅相談所を開設し市民から相談を受けている。また、魚津産業フェアでも相談所を出店し活動を行っている。 *平成23年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 年間利用件数	件	19	25	25	25	25		
			②									
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ・住宅の維持管理や増改築に疑問・不安を相談をすることで解消出来る。 ・悪質リフォーム業者等による増改築を防止できる。	➡	成果指標	① 相談会 開催回数	回	14	14	14	14	14		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 住宅の取得や活用についての情報や情勢制度の充実により、住宅取得者が増加しています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 増改築・修繕の相談をする場所をつくって、適切な増改築・修繕の推進が図られるよう平成2年に相談所設置。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	320	320	320	320	320
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	320	320	320	320	320
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成18年度からは国庫補助は停止されたが、住宅を取り巻く情勢は少子高齢化・省エネ・環境・防災・耐震等と多様化しており、市民の情報要求も多く、また高度になっている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	80	80	80	80	80	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	336	336	336	336	336	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	656	656	656	656	656	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		富山、高岡、氷見、八尾、福光、新湊、井波、黒部、福野、大山、小矢部、砺波で住宅相談所が設けられている。					
					○ 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 住宅相談業務で住宅に関する悩み事を解消できれば、市民の安心安全な暮らしを守ることになる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☒ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 市の補助金交付事務のみであり削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 市の担当者は他の事業との兼務であり削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 市の建築相談窓口として、民間の関係組織に委託している業務であり、受益者負担は妥当でない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☐ 平均 ☒ 低い	説明 他市も同様に開設しており、受益者負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☒ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	新・増改築に関する相談のほか、耐震・アスベスト・補助制度など多岐にわたる相談体制を構築していく。	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

年間の相談件数が25件程度であり、もっと相談数が増えるように市民への周知に努める。耐震化推進、アスベスト対策、リフォーム推進による住宅の延命化など市民生活に直結する重要な事業ではあるが、費用対効果の観点としてはもう少し相談件数が増えるようにやり方の改善を検討する。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

【1枚目】

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 各個人が所有する空き家や空き地の未利用資産を、本人申請の下で利用したい人に情報伝達する当該事業は、人口増や地域の活性化に対して非常に有効なものである。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 対象と意図は適切であり、見直す余地はない。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 個人からの情報が少ないので、個人が情報を提出し易い対策等が必要である。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携する事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 担当係り職員のマンパワーだけの事務であり、事業費の削減の余地はない。空き家を再利用するには、各建物の状況にもよるが修理が必要と思われるので、市からの支援策を検討することも考えなければならない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最低限の職員で実施しており、削減の余地はない。なお、この事務事業を更に充実させるには、個人所有者への啓蒙協議や現地確認等の業務を拡大する必要がある。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 この事務事業は、住宅の取得を始めとする人口増による地域の活性化や防犯の向上を目指すために創設したものであり、単に貸し借り等の直接的に関係する人だけに対するものではない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☒ 低い	説明 受益者の範囲が市内全体の活性化に繋がるため、対象と考えない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	空き家・空き地の個人所有者からの情報提供がし易くなるように啓蒙行動（連絡等）を行なう。	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	空き家の適正管理を促す条例等の規制を検討する。	成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）

空き家・空き地は個人資産であり、各所有者の判断で使用されるものであるが、放置されていることで地域の防犯上の不安や衰退化になることから、それぞれの有効利用を図れば人口増や活性化に繋がり重要な事務事業と判断する。 現在の方策は、資産を貸す人（売る人）と借り人（買う人）との接点を作る最低限の方法であり、今後、更に充実させる方法を考える必要がある。	二次評価の要否 不要
--	-------------------